

第 10 回市史講座ミニレポート：平成 31 年 1 月 19 日（土）

「江戸時代中期の郡・村制ー「殿り合い」「御勝手御任せ」をめぐってー」

東谷智先生（甲南大学文学部教授）

平成 21 年（2009）から 10 年間に、東谷先生は松江市史編集委員として松江藩の郡・村政（地方支配）について執筆を担当してこられました。その間、関係の史料を見られるうちに、藩の郡・村政について、他藩と仕組みが違うのではないかという疑問を持たれ、天明 2 年（1782）の「御用留（ごようどめ）」（池尻家文書）を全文翻刻（『松江市史』史料編 7「近世 III」掲載）して内容を読み解き、ある仕組みを解明できたと話されました。

そこから、今回の講座では、

1. 「御用留」により分かった郡・村政の他藩との違い
2. 松江藩の年貢収納体系である「御勝手御任せ」への転換
3. 転換後の郡・村政と御立派改革

をポイントとして論を進められました。

「御用留」とは、下郡（したごおり）や与頭（くみがしら）などの郡村役人が藩からの触・達、村からの願書等の行政文書を冊子に書き写し、日々の業務日誌として蓄積・管理したものです。



この文書により、郡村役人が年貢だけでなく、馬の飼料調達、米市場のある尾道への米の輸送、土木工事に必要な材木・竹や人足等の調達、藩の必要とする様々な物を広範囲に調達し納めるなど、藩の役人の仕事を委託されていたことが分かりました。

上納物が年貢より多い場合は藩の借金となり、年貢の方が上納物より多い場合は郡村に追納が課されます。通常は単年度決済ですが、松江藩の場合、帳簿上で年貢と上納物を相殺（先納体制）しており、決済時期がずれていました。

このような体制の契機になったのは、宝暦 10 年（1760）に松江藩が幕府から比叡山延暦寺の修復普請を命じられたことです。借金の増大により財政状況が悪化し、費用の負担方法として、宝暦 12 年から郡村役人に藩財政の運営を委託する「御勝手御任せ（おかっておまかせ）」として、年貢収納と支出に関わる業務を藩の部局から切り離す事になりました。

このことについて朝日丹波が著した「治国譜考証」には、「御勝手御任せ」体制によって、本来、藩の役人が行うべき事柄の多くが郡・村役人の職掌になり、そこには藩に必要な物資の購入や運送、藩士の給与の調達、年貢と上納物の使途等も含まれ、郡・村役人の権限拡大につながったと記されています。

しかし、その後も財政悪化は避けられず、七代藩主・治郷（はるさと）の治世の明和 4 年（1767）からの「御立派改革（おたてはかいかく）」では、藩の借金を棒引きにする「欠年（けつねん）」、藩に寄附金を拠出する「寸志米（すんしまい）」、臨時課税として「五万俵割（ごまんびょうわり）」などを実施し、体制の維持を図っています。

天明 3 年（1783）には凶作時における郡村の不満が高まり、藩の財政計画・儉約計画を「殿り合い（しまりあい）」として郡村役人へ周知し、郡村役人からも計画の原案を募り、藩領全体で「殿り合い」実施に向かい、郡村支配の軌道修正、郡村の負担増加策から、支出軽減策へと政策転換を図っていきました。

文化年間から天保年間には郡村へ任せきりにすることの問題点を認識し、郡村の支出軽減策を導入しつつ、次第に藩の介入へ転換していった、と話されました。

このような郡村行政の仕組みは、所領の小さい旗本領や小藩では例があるようですが、松江藩のように 18 万石規模の所領全体に採用されたのは意外であり、今後のさらなる研究に期待したいと話されました。